

## 信州大学シェアオフィス Nagano EDU 利用要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、信州大学学術研究・産学官連携推進機構新価値創成本部知的財産・ベンチャー支援室要項(平成 29 年 7 月 20 日信州大学要項第 68 号)第 4(3)の規定に基づき設置するシェアオフィス Nagano EDU(以下「本施設」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

### (運営委員会)

第 2 条 本施設の円滑な運営を図るため、信州大学シェアオフィス Nagano EDU 運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、教育学部研究委員会(以下「研究委員会」という。)がこれを兼ねるものとし、本施設に関する必要事項は研究委員会が審議する。

### (利用者の資格)

第 3 条 本施設を利用できる者は、信州大学(以下「本学」という。)の学生(科目履修生及び聴講生を除く)、教員(客員教員及び非常勤講師を除く)、職員(派遣職員を除く)、その他教育学部長(以下「学部長」という。)が適当と認めた者とする。

### (利用の申請と承認)

第 4 条 本施設の利用を希望する者は、所定のシェアオフィス利用申請書(別記様式)により学部長に申請し、承認を受けなければならない。

2 学部長は、前項の利用申請が適当であると認めたときは、これを承認する。

### (利用の変更)

第 5 条 前条の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)がシェアオフィス利用申請書の記載事項を変更しようとする場合は、学部長に申請して、改めて承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認については、前条第 2 項の規定を準用する。

### (利用者の遵守事項)

第 6 条 利用者は、この要領に定めるもののほか、「信州大学シェアオフィス利用規約」を遵守するとともに、学部長の指示に従わなければならない。

### (利用料)

第 7 条 利用者は、本施設及び設備等の利用にあたり、所定の利用料(別表)を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、研究委員会が認めるときは、利用料の一部又は全部を減免すること

ができる。

(利用承認の取消し)

第 8 条 学部長は、次の各号の一に該当するときは、利用者の利用承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者が第 6 条の規定に違反したとき。
- (3) 本施設の管理運営上重大な支障を生じさせたとき。
- (4) その他学部長が利用させることを不相当と認めたとき。

(設備の破損等)

第 9 条 利用者が、故意又は過失により設備等の破損、滅失又は汚損を生じさせたときは、速やかに学部長に届け出るとともに、原状回復に必要な費用を負担しなければならない。

(事務)

第 10 条 シェアオフィスの事務は、学術研究・産学官連携推進機構 長野(教育)ステーションにおいて処理する。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、シェアオフィスの利用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から実施する。



(利用申請書・別紙)

## 起業に向けた抱負及び事業計画について

申請者: \_\_\_\_\_

1. 起業に向けた抱負 (なぜ、シェアオフィスを利用したいのか)	
2. 起業を考えている／起業している事業計画について	
<input type="checkbox"/> 事業プラン名 <input type="checkbox"/> 企業名	
起業の動機	
事業内容	
起業時期	<input type="checkbox"/> 予定 (      年      月ごろ) <input type="checkbox"/> 年      月 設立済

※必要に応じて別添資料(10頁以内)を添付することができます。

別表(第7条関係)

利用料等(本学の学生及び教職員)

施設・設備		利用料 (税込み)	起業準備中		起業済		
			学生	教職員	学生	教職員	
1	オフィス※	月額	500円	2,000円	1,000円	4,000円	
		一括払 (年度単位)	2～4月ヶ分	割引なし			
			5～11月ヶ分	1割引			
			1年分 (4～3月)	2割引			

※ オフィス利用が開始された月は無料とする。

※ 利用料お支払い後の返金はしません。